

## 1. 市民意識調査票の方向性の検討手順

(資料 2 - 1) 文化芸術基本法に改正された背景、改正の概要、基本理念の確認

(資料 2 - 2) 市の現計画である第 2 次千葉市文化芸術振興計画と国の現計画である第 1 期文化芸術推進基本計画を比較し、第 2 次千葉市文化芸術推進計画では読み取れない部分の確認

(資料 2 - 3) 資料 2 で確認した市の現計画で読み取れない部分と、第 2 次千葉市文化芸術振興計画の上位計画に位置する現在策定中の千葉市基本計画(案)を比較し、市民意識調査にどの部分を加味するのかを確認

(資料 2 - 4) 資料 3 を踏まえて、市民意識調査の調査票項目の作成の視点等について

※市民意識調査と並行して新千葉市文化芸術振興計画の骨子案の検討を始めていくが、市民意識調査により見えてきた市の現状や課題等を最終的に骨子案に反映させる。

※新千葉市文化芸術振興計画に国の計画をどこまで参酌するかについては、市民意識調査の結果等を踏まえて、改めて千葉市文化芸術振興会議にて議論を行う。

## 2. 文化芸術基本法への改正の背景

文化芸術全般にわたる基本的な法律として「文化芸術振興基本法」が平成13年に成立し、同法に基づき4次にわたって策定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針」のもと、文化芸術立国の実現に向けた文化芸術の振興に関する取組が進められてきました。

一方でこの間、少子高齢化・グローバル化の進展など社会の状況が著しく変化する中で、観光やまちづくり、国際交流等幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開が、より一層求められるようになってきたこと、また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーツの祭典であると同時に文化の祭典でもあったことから、我が国の文化芸術の価値を世界へ発信する大きな機会であったことなどから、「文化芸術振興基本法」の改正が行われました。

## 3. 文化芸術基本法の改正の概要

「文化芸術基本法」は、文化芸術に関する活動を行う人々の自主的な活動を促進することを基本としながら、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に貢献することを目的としています。

今回の改正においては、文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等文化芸術に関連する分野の施策についても新たに法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を、文化芸術の更なる継承、発展及び創造につなげていくことの重要性を明らかにされました。

また、文化芸術団体の果たす役割が明記されるとともに、国・独立行政法人・文化芸術団体・民間事業者等の連携・協働についても新たに規定されました。

今回の改正趣旨を踏まえ、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等文化芸術に関連する幅広い分野も含めた施策を推進するとともに、行政機関・文化芸術団体・民間事業者・学校・地域等の連携のこれまで以上の連携により、文化芸術に関する施策が更に推進されていくことが期待されています。

## 4. 文化芸術基本法における文化芸術の施策を推進するにあたっての基本理念

(1項) 文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

(2項) 文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、地位の向上が図られ、能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない

(3項：下線追記) 年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、鑑賞・参加・創造ができる環境整備が図られなければならない。

(4項：下線追記) 我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

(5項) 多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

(6項) 地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない

(7項) 文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

(8項：新設) 乳幼児・児童・生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

(9項) 文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(10項：新設) 観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

### 【参考】地方公共団体の責務や努力義務

文化芸術基本法 第 4 条 地方公共団体は基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国と連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地方の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第 7 条の 2 都道府県及び市は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。

1. 第1期文化芸術基本計画（国計画）の位置付けとポイント

- ・文化芸術基本法第7条に基づく初めての文化芸術推進基本計画となる。今後の文化芸術政策の目指すべき姿（中長期的視点）や今後5年間（2018～2022年度）の文化芸術政策の基本的な方向性を示したものの。
  - ・文化芸術の本質的価値に加え、文化芸術が有する社会的・経済的価値を明確化。
  - ・第1期文化芸術振興計画の計画期間は平成30年度から令和4年度。
- ※新千葉市文化芸術振興計画の計画期間は令和6年度から10年間（途中見直し）を予定

2. 第1期文化芸術基本計画（国計画）

今後の文化芸術施策の目指すべき姿（中長期的視点）

- 【目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育】**  
文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供される。  
(文化財や伝統等の継承発展、文化芸術に触れる体験学習等の文化芸術教育、文化芸術活動を行う者の地位向上と功績評価、文化芸術団体が果たす役割、劇場音楽等や美術館等の役割 など)
- 【目標2 創造的で活力ある社会】**  
文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランド形成に貢献し、活力ある社会が形成される。  
(文化芸術の社会的経済的価値の意義、文化芸術への投資、文化財や伝統文化等の地域資源への効果的な投資と戦略的活用 など)
- 【目標3 心豊かで多様性のある社会】**  
あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成される。  
(文化芸術による社会包摂の意義、国際間の文化交流、文化財の継承と鑑賞機会の確保 など)
- 【目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム】**  
地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地で形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成される。  
(地域の文化芸術の担手育成と活動の場、地方公共団体・文化芸術団体・文化施設・企業等の連携協働、文化芸術の専門的人材の育成と確保 など)

実現

今後5年間（2018～2022年度）の文化芸術施策の基本的な方向性

- 戦略1 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実
- 戦略2 文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現
- 戦略3 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献
- 戦略4 多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成
- 戦略5 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成
- 戦略6 地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成

今後5年間に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策

- 【文化芸術の社会的・経済的価値の意義】**  
文化芸術は、人々の活力や創造力の源泉となるとともに、社会の成長の源泉、我が国への威信付与、地域への愛着の深化、関連ビジネスへの波及効果、将来世代のために継承すべき価値といった社会的・経済的価値を有する公共財としての性格も有する。
- 【文化芸術による社会包摂の意義】**  
文化芸術は、人々が文化芸術の場に参加する機会を通じて、多様な価値観を尊重し、他者との相互理解が進むという社会包摂の機能を有している。

3. 第2次千葉市文化芸術振興計画（市計画）

基本目標など

- 【基本目標】**  
個性：伝統的な地域文化や遺産の継承を基本に、千葉市らしさという文化的個性の形成を目指す。  
世界性：世界的・国際的なイベントとの関わりを契機に千葉文化を発信し、国際的な交流を目指す。  
協働：市民全体を基本に、企業や教育機関等と行政が協働して新しい千葉文化の振興を目指す。
- 【戦略的視点】**  
市民主体：あらゆる世代の市民が主体となる文化芸術活動の活性化を図るための循環をつくる  
子ども・若者：時代を担う子どもや若者が文化芸術に親しみ、また創造性を育むような施策展開を図る。
- 【事業展開にあたっての基本姿勢】**  
<文化芸術振興施策の軸を鑑賞型から活動・行動型へ>  
①多くの市民が楽しさやおもしろさを共感できるよう、文化芸術の間口を広く、敷居をなくし、日常的な活動への歩みを応援。  
②様々な価値観や多様性を受け入れ、文化芸術の領域の広がりや、新たな魅力ある文化芸術が創造されるまちをめざす。  
<文化芸術の拠点施設の取組み>  
千葉市文化センターを文化芸術の拠点施設とし、情報収集・発信、交流の場の創出して活動を支援。また、文化芸術活動の拠点機能を設け、人材育成事業やアウトリーチ活動等に取り組む
- 【めざすべき姿】**  
あらゆる世代の市民が、文化による自己表現の場に触れ、共感を生み、つながり、文化を創り出す力にあふれたまち

実現

- 【施策の柱】**
- 1 文化芸術に親しむ市民の裾野を「広げる」
  - 2 文化を創造する人を「育てる」
  - 3 文化芸術を育む場を「支える」
  - 4 千葉文化の担い手を「つなぐ」
  - 5 文化芸術によって千葉の魅力を「活かす」

- 【施策の柱ごとの基本施策】**
- 1 文化芸術に親しむ市民の裾野を「広げる」
    - (1) 多彩な文化芸術イベントの開催
    - (2) 参加・体験型活動の推進
  - 2 文化を創造する人材を「育てる」
    - (1) 文化芸術を楽しむ市民への支援
    - (2) 芸術家の発掘と育成
  - 3 文化芸術を育む場を「支える」
    - (1) 文化芸術活動の場の充実
    - (2) 活動しやすい環境の整備
  - 4 千葉文化の担い手を「つなぐ」
    - (1) 情報の効果的な収集・発信
    - (2) 多様な協働・連携の促進
  - 5 文化芸術によって千葉の魅力を「活かす」
    - (1) 魅力ある資源の活用
    - (2) 魅力ある人材の活用



1. 千葉市基本計画案

【分野（文化芸術・スポーツ）目標】

市民の文化芸術・スポーツ活動が広がる、創造性豊かなまちを実現します

■目標達成に向けた課題

・市民一人ひとりが、本市の特性である時間や空間のゆとりを活かし、文化芸術・スポーツ活動を通じ、創造的で健康的な生活を送ることは、個々の生活の質的な向上に加え、明るく豊かで活力に満ちた地域社会の形成へとつながります。  
 ・そのため、市民の主体的な文化芸術・スポーツ活動を促進するとともに、活動の輪を広げ文化芸術・スポーツが盛んな地域社会を形成するほか、保健福祉や医療、教育や観光など幅広い分野において文化芸術・スポーツを活用することにより、社会課題の解決や地域活性化を図ることが必要です。

■政策1：文化・芸術が生まれ、広がる環境を創る

市民が文化・芸術にふれあい、想像力を高め、活動する環境を整えるほか、文化財に親しみ、学べる環境づくりを推進するとともに、多様な主体の活動の支援、まちづくりとの連携を図ることなどにより、文化・芸術が創造され、活発に展開される環境づくりを推進します。

【施策1】文化・芸術活動の創出と支援

・芸術祭や、民間主催のイベントとの連携・支援などを通じ、子どもから大人まで、文化・芸術活動にふれあい、参画できる機会を創出するとともに、サブカルチャーや新たな文化・芸術の振興、次世代を担うアーティストの支援、まちづくりや周辺エリアとの連携などにより、文化・芸術活動を軸とした多様な価値の創造を促進します。

<主な取組み>

芸術祭の定期開催、民間主催の大規模イベントに係る連携・支援、学校教育における文化・芸術に触れる機会の充実、サブカルチャーや新たな文化・芸術活動の振興、次世代を担うアーティストの育成・支援、市民会館の再整備、文化・芸術とまちづくりの連携

【施策2】文化財の保全・活用

加曽利貝塚をはじめ市内に数多く残る貝塚の価値と魅力を高め、未来へつないでいくとともに、テクノロジーも活用しながら文化財の保護・活用を進め、市内外の人々が文化財に親しみ、学べる環境づくりを進めます。

<主な取組み>

加曽利貝塚の整備・活用の推進、文化財のデジタルアーカイブ化、デジタルミュージアムの構築・推進

2-①. 市民意識調査に加味する要素

第1期文化芸術推進基本計画における今後の文化芸術施策の目指すべき姿（中長期的視点）

【目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育】

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供される。  
 (文化財や伝統等の継承発展、文化芸術に触れる体験学習等の文化芸術教育、文化芸術活動を行う者の地位向上と功績評価、文化芸術団体が果たす役割、劇場音楽等や美術館等の役割 など)

【目標2 創造的で活力ある社会】

文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランド形成に貢献し、活力ある社会が形成される。  
 (文化芸術の社会的経済的価値の意義、文化芸術への投資、文化財や伝統文化等の地域資源への効果的な投資と戦略的活用 など)

【目標3 心豊かで多様性のある社会】

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成される。  
 (文化芸術による社会包摂の意義、国際間の文化交流、文化財の継承と鑑賞機会の確保 など)

【目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム】

地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地で形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成される。  
 (地域の文化芸術の担手育成と活動の場、地方公共団体・文化芸術団体・文化施設・企業等の連携協働、文化芸術の専門的人材の育成と確保 など)

マーカー部分 = 法や国計画の中長期的視点のうち、市計画の基本目標等では読み取れない部分。上位計画の千葉市基本計画案に沿っており、市民意識調査の項目に加味する要素とする。

2-②. 市民意識調査に加味する要素






文化芸術基本法の基本理念

- (1項) 文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。
- (2項) 文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、地位の向上が図られ、能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない
- (3項：下線追記) 年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、鑑賞・参加・創造ができる環境整備が図られなければならない。
- (4項：下線追記) 我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- (5項) 多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- (6項) 地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない
- (7項) 文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- (8項：新設) 乳幼児・児童・生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- (9項) 文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- (10項：新設) 観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

調査票（アンケート）項目の作成の視点等について

第2次千葉市文化芸術振興計画の計画期間7年度目を迎えた現在における課題の把握

【参考】第2次千葉市文化芸術振興計画策定に向けた市民意識調査等の結果、見えた課題

<p>A 文化芸術を振興していくために力を入れてほしいこと 「市民が気軽に文化芸術に親しむことができる身近な催しの充実」といった意見が多かった。</p>		<p>課題A：気軽に文化芸術を楽しむことができる身近な催し</p>
<p>B 文化芸術活動を行ううえで望むこと 「同じ趣味を持つ人と交流を図りたい」「気軽に見てもらえる発表の場がほしい」といった意見が多かった。</p>		<p>課題B：文化芸術体験の共有を基とした交流の場づくり</p>
<p>C 文化の情報入手について 若者世代と他の世代で情報の入手手段に大きな違いがあった</p>		<p>課題C：必要な人に必要なものを効率よく伝える広報の充実</p>
<p>D 「文化的なまち」のイメージ 「歴史があり伝統文化が受け継がれているまち」といった意見が多かった</p>		<p>課題D：歴史の中の文化的要素・地域資源の発掘・活用</p>
<p>E 「文化芸術が充実することにより期待する効果」 「今後の千葉市の文化振興はどうあるべきか」 「子どもが心豊かに成長する」「子どもたちの文化芸術活動の充実」といった意見が多かった</p>		<p>課題E：子ども・若者の文化芸術体験の充実</p>

市計画・国の基本法から質問項目に加味する要素

- 文化芸術に触れる体験学習等の文化教育芸術について
- 文化芸術による市のブランド形成への貢献について
- 文化芸術の社会的経済的価値について
- 文化芸術による社会包摂について
- 文化財等の継承と鑑賞機会の確保と効果的な投資と戦略的活用について
- 観光、まちづくりなど、その他の各関連分野との連携について

質問項目に加味する要素【まとめ】

- ①文化芸術に触れる体験学習等の文化教育芸術について
- ②文化芸術による市のブランド形成への貢献について
- ③文化芸術の社会的経済的価値について
- ④文化芸術による社会包摂について
- ⑤文化財等の継承と鑑賞機会の確保と効果的な投資と戦略的活用について
- ⑥観光、まちづくりなど、その他の各関連分野との連携について
- ⑦気軽に文化芸術を楽しむことができる身近な催し
- ⑧文化芸術体験の共有を基にした交流の場づくり
- ⑨必要な人に必要なものを効率よく伝える広報の充実
- ⑩歴史の中の文化的要素・地域資源の発掘・活用
- ⑪子ども・若者の文化芸術体験の充実



設問項目

- 基礎調査事項
- 市民の文化芸術活動への参加 ⑦⑧
- 市民の文化芸術鑑賞・体験機会 ①⑤⑨
- 次代の文化芸術活動を担う人材の育成 ①⑪
- 地域資源の発掘・活用 ③④⑥⑩
- 千葉市発の文化 ②③